

□令和 4 年度施設等利用給付認定現況届に係る手続きについて□

昨年度より私立幼稚園・認可外保育施設等に在園されているお子様のうち、施設等利用給付認定の 2 号及び 3 号認定の方について、令和 4 年度の現況確認のため、下記のとおり必要書類をご提出ください。

なお、保育の必要な事由が確認できない場合や、期限までに必要書類の提出がない場合は、令和 4 年 4 月からの施設等利用費の給付が対象外となりますので、ご注意ください。

1. 必要書類

- ① 市川市施設等利用給付認定現況届（お子様 1 人につき 1 部）
- ② 保育の必要性を確認するための書類（保護者 1 人につき 1 部）
（※就労証明書については令和 4 年 1 月 1 日以降に証明されたものが必要となります。）
（必要な書類の詳細については裏面参照）

2. 提出期限

令和 4 年 6 月 30 日（木）※厳守

3. 提出方法

- ・ 必要書類（上記①②）を、在園の私立幼稚園・認可外保育施設等に提出してください。
- ・ 兄弟姉妹で別々の私立幼稚園・認可外保育施設等に在園している場合は、保育の必要性を確認する書類は、原本を下のお子様に、コピーを上のお子様に添付してください。
- ・ 今回必要な「保育の必要性を確認する書類」をすでに市川市に提出済である場合（※）、現況届の該当する欄に記載の上、提出を省略することも可能です。
（※ただし、令和 4 年 1 月 1 日以降に証明されたものに限る）

ご注意ください!!!

令和 4 年度のお子様の施設等利用給付認定現況確認にかかる大切な書類です。書類の提出がない場合、現況確認ができないものとみなし、当該認定を令和 4 年 3 月 31 日をもって取り消します。その場合、令和 4 年度の施設等利用費の給付は対象外となり、請求書をご提出いただいてもお支払することはありませんので、ご注意ください。

□保育の必要性を確認するための書類□

○保護者それぞれについて、当てはまる【事由】の【必要書類】をご提出ください。

《対象者》◆父 ◆母 ◆同居の内縁の妻・夫

【事 由】	【 必 要 書 類 】	【 備 考 】
就 労 (月実働 64 時間以上 の就労)	就労証明書(★) (令和 4 年 1 月 1 日以降に証明されたもの) ※不規則勤務の方は直近 1 ヶ月分のシフト表 (64 時間/月以上実働していることがわかる もの)を添付してください。 ※自営業の方は直近(令和 3 年収入分)の確定 申告の写しを添付してください。	・就労の事由の方、全員の提出が必要になります。 ・育児休業中の方も提出が必要になります。
就 学 (月 64 時間 以上の就学)	① 在学証明書 及び ② カリキュラム ※1 ヶ月及び 1 日の授業内容が確認できる書類	・在学証明書は令和 4 年 4 月以降に取得したものがが必要です。 ・カリキュラムは令和 4 年 4 月以降の内容のものをご提出ください。
保護者の 療 養 障がい	医師による診断書(★) (こども施設入園課指定の用紙) (令和 4 年 1 月 1 日以降に証明されたもの) ※接骨院等は除く 又は 障害者手帳のコピー	・令和 3 年中にすでに提出済みの方も、病状の変化等を確認するため、再度提出が必要となります。
介 護 看 護 等 (月 64 時間 以上)	① 介護・看護・付添状況申告書(★) 及び ② 被介護(看護、付添)者の 医師による診断書(★) (こども施設入園課指定の用紙) (令和 4 年 1 月 1 日以降に証明されたもの) ※接骨院等は除く 又は 障害者手帳のコピー	・令和 3 年中にすでに提出済みの方も、病状の変化等を確認するため、再度提出が必要となります。
上記以外	こども施設入園課にお問い合わせください。	



上記のうち、市指定様式(★)のものは
←左記 QR コードからダウンロードできます。
(子育てのための施設等利用給付(無償化)にかかる
書類のダウンロード一覧)

【問い合わせ】

市川市 こども施設入園課
☎ 0 4 7 - 7 0 4 - 0 2 5 5